

令和5・6年度 国立市学校給食用物資納入業者登録申請について

1. 申請書配布期間

令和5年1月6日(金)～30日(月)(土・日曜日を除く)

午前8時30分から午後4時まで

2. 申請受付期間

令和5年1月23日(月)～30日(月)(土・日曜日、平日正午から午後1時を除く)

午前8時30分から午後4時まで

※別紙国立市学校給食用物資に関する取扱要領及び国立市学校給食用物資納入基準書を参照のうえ申請願います。

3 申請受付場所

国立市立学校第一給食センター(国立市富士見台2-47-3)TEL042(572)4177

4 申請方法

(1)提出書類

①学校給食用物資納入業者登録申請書(第1号様式)

ア 申請者の代表者印は印鑑証明書と同一印鑑で押印してください。

イ 業種又は営業の種類を記入してください。

ウ 営業年数は、満年数を記入してください。

エ 主な契約先は、昨年度及び本年度の主なものを記入してください。

オ 取扱物資は、該当する□にレ点を付してください。なお、その他の場合は具体的に記入願います。

カ 取扱物資の仕入れ先及び入手経路は、営業品目の主な材料等の仕入れ先と流通経路を記入してください。

キ 従業員数は、申請時点での数を記入してください。

ク 物資保管施設は、該当するものに○を付してください。

ケ 輸送能力は、台数及び形態等を記入してください。

②営業を行っていることを明らかにする書類

法人は、申請日以前3箇月以内の法人の登記事項証明書

個人は、申請日以前3箇月以内の申請者本籍地の市区町村が発行した身分証明書

③申請日以前3箇月以内の印鑑証明書

法人は、所轄登記所発行のもの、個人は、市区町村発行のもの

④営業に関し許可、登録等を受けることとされている場合には、当該許可、登録等を受けている書類

⑤申請日以前3箇月以内の法人税、所得税、法人・個人事業税、法人・個人住民税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

※法人は、法人税と消費税(税務署交付 その1)、法人事業税(都、県税事務所交付)、

法人市(町・村)民税(市役所、町村役場交付(東京 23 区内は不要))

※個人は、所得税と消費税(税務署交付 その1)、課税対象者に限り個人事業税(都、県
税事務所交付)、市(区・町・村)都民税(市、区役所又は町役場交付)

⑥申請日以前1年間の決算における財務諸表等

申請者が法人である場合には、貸借対照表と損益計算書

申請者が個人である場合は確定申告書の写し

⑦申請者が食品の製造加工に係る場合は、申請日以前1年間以内の食品衛生監視票の写しと申請日以前2箇月以内の従業員の細菌検査結果証の写し

⑧申請者が見積り及び入札等に関して支店等に代理する場合は、委任状を提出してください。

(2)提出部数 1部

(3)注意事項

①記入はボールペンを使用し、楷書で明瞭に記入してください。(ゴム印使用可)

②訂正は、2本線で取り消し、実印を押印してください。

③営業を行っていることを明らかにする書類、印鑑証明書及び納税証明書については、原本還付により写しでの提出も可能です。

(4)上記で提出対象外の書類がある場合は、提出時にその旨ご説明願います。